

承認第 3 号

日出町国民健康保険税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

1 専決事項

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和 7 年 3 月 31 日

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

日出町長 安 部 徹 也

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

日出町長 安 部 徹 也

日出町条例第 1 9 号

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日出町国民健康保険税条例（昭和 3 5 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 万 5, 0 0 0 円」を「3 0 万 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5, 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の日出町国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。